

# 保育士就労に関する誓約書兼証明書

私は、横浜市の保育所等の利用調整において、保育士の子の優先的取扱いを希望するため、本誓約書を提出します。

横浜市 \_\_\_\_\_ 福祉保健センター長

記入日	年	月	日
保護者署名			
フリガナ			
申請児童名	年	月	日生
	年	月	日生

## 1 私は、以下の内容に同意します。

- (1) 児童の保育所等の利用決定後、利用開始月中に下記就労状況のとおり就労すること。(※1)
- (2) 就労する保育所等を退職する場合は、退職後3か月以内に市内の他の保育所等で就労すること。(※2)
- (3) 就労状況について、横浜市が就労先の保育所等に確認すること。
- (4) 上記の事項を満たさない場合は、利用中の保育所等を退園すること。(※3)

## 2 私は、児童の保育所等の利用開始後、保育士として以下の内容のとおり就労します。

(該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。)

### (1) 就労先 (横浜市内の施設・事業が対象です)

#### ①施設・事業の種別

- 認可保育所      認定こども園      横浜保育室      認可乳児保育所  
小規模保育事業      家庭的保育事業      事業所内保育事業

#### ②施設・事業名 ( \_\_\_\_\_ )

### (2) 就労日数、就労時間 (※4)

- 月20日以上かつ1週35時間以上の保育業務に従事します。  
月19日以下または1週35時間未満の保育業務に従事します。

### (注意事項)

- ・就業 (予定) 証明書及び保育士証 (国家特別区域限定保育士証を含む) の写しを併せてご提出ください。
- ・横浜市外に在住の方、派遣職員の方は優先的取扱いの対象外となります。
- ・記載内容に虚偽があった場合は、保育所等の利用を取消すことがあります。(利用決定の取消を含む)
- ※1 育児休業中の方は、児童の保育所等の利用開始月中に育児休業を終了する必要があります。
- ※2 他の保育所等とは(2(1)①)に該当する施設・事業となります。
- ※3 就労日数または就労時間を増やす場合は除きます。  
就労状況が変更となることがやむを得ない事情による場合には、個別の状況により判断します。
- ※4 就労時間には休憩時間を含みます。育児短時間勤務を取得する場合は、取得後の就労状況です。

### (就労先記入欄)

上記2の内容で就労することを認めます。

記入日	年	月	日
事業所名※			
雇用主 (代表者名) ※	印		

※就業 (予定) 証明書の①証明欄と同じ内容を記入してください。